## 会 議 绿 (要 旨) (案)

会 議 名	第2回武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会		
開催日時	令和4年2月1日(火)午後4時45分~午後5時25分		
開催場所	中部地区会館401会議室		
出 席 者 及 び 欠 席 者	欠度考:武田百引   市川百子   恋木杏子   自田見里		
報告事項	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度について		
議題	市民委員会の今後の予定について		
結 論	議題:市民委員会の今後の予定について		
審 議 経 (発信者) ◎印: 季季 (	<ul> <li>◎ 感染症拡大に影響を踏まえ、できるだけ短時間で閉会できるよう、ご協力をお願いする。本日の会議出席委員は6名が出席であることから、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員設置要綱第5条第2項の規定により、本日の会議が成立することをお知らせする。</li> <li>□ 「(1)報告事項 ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度について」の説明をする。制度開始にあたり、皆様に御協力いただいた本制度は、令和3年度は7事業所を認定することができた。緑が丘ふれあいセンター内の男女共同参画センターに、認定事業所を紹介するコーナーを設け、現在は、「ワーク・ライフ・バラン推進事業認定事業所紹介パンフレット」の作成を行っている。今後、商工会に御協力いただき、市内事業所に、制度そのものや認定事業所の紹介をして、今後のワーク・ライフ・バランスの推進の契機にしたい意向である。その他、指定管理者において発行している情報誌で、オリジナリティのある取組みなどを掲載し、市内全体に周知する予定である。</li> <li>一質問・意見なしー</li> <li>□ 「(2)議題 市民委員会の今後の予定について」を説明する。本日実施した職員研修は、第四次男女共同参画計画において重点事業として掲げている「歴的マイノリティのあることから、当事者の方から「困りごと」や「多数派の無意識」を講演いただき、市民や事業所の方と接する職員の意識を更に高めると共に、個性を尊重する職場環境づくりにつなげ、直接的支援の導入検討を行う基盤を築くことを目的として実施したものである。様々な自治体により、パートナーシップ制度やファミリーシップ制度が開始されているが、本市では、性的マイノリティの方がマイノリティだと感じることが無い状況、自然に受け入れられる体制づくりが重要だ</li> </ul>		
	と考えている。このことから、令和3年度は、行政として市民の皆様に 発信する基盤づくりに主眼を置き、職員の意識醸成を図ることに務め た。令和4年度は市民の方の意識醸成を図り、令和5年度は社会の動向		

や他自治体の状況を踏まえた検証を行い、令和6年度は制度導入に向けた最終検討を行うというスケジュールを想定している。

今年度は、職員に対しての意識醸成として、庁内システムを活用したコラムを月1回、計7回掲載し、ジェンダー・LGBT・SOGIといったキーワードをテーマにして、性的マイノリティの方は実際に身近にいらっしゃるが、なかなか気づけないという内容の発信を行った。その集大成として、松岡様に講義をお願いした。今後は、職員向けのハンドブックを作成し、改めて、職員として意識を持っていきたいと考えている。

令和4年度の目標である、市民の方への意識醸成につなげていくにあたり、市民委員のアイディアや意見をいただけると幸いである。

現在、緑が丘ふれあいセンターでは性的マイノリティに関するパネルや図書を紹介する展示を行っており、来年度は、市役所本庁舎でも展示を行う予定である。しかし、パネルや図書の展示では、いらした方に見ていただくというかたちになってしまい、推進や啓発には足りないと考えている。一方で、性的マイノリティの話は、非常にデリケートな人権問題であることから、お伝えする方法は、工夫ときめ細かい配慮が必要だと考えている。

その他の取組みとして、男女共同参画センターの指定管理者が発行する情報誌に、ジェンダー平等やSOGIをテーマにした記事を掲載し、市内の全世帯に発信する計画である。身近な話であるというメッセージを込めて発信していきたい。時期や内容は今後検討する。

- 市民意識調査は行ったことはあるか。SOGI についての調査内容はあったか。
- □ 以前、市の総合計画立案時に意識調査を実施している。最近の調査では、東京都による都民意識調査の結果として、約7割の方がパートナーシップ制度に代表されるような、マイノリティの方への直接的な制度化の必要性を感じているとのこと。制度を作って、知っていただくという考えがある一方で、制度を自然に受け入れていただけるような土壌づくりが必要であるという考え方もあろうかと思う。意識調査というのは、ひとつのバロメーターになろうかと思うことから、いずれかのタイミングでは取り入れてまいりたいと考えている。
- 調査は、令和5年度くらいになるか?
- □ 12月の都議会で、都がパートナーシップ制度の検討を始め、今年度中に基本的指針を公表し、来年度に制度化を目指すという答弁があった。現在、市では4か年計画があるが、東京都で検討されている制度が、武蔵村山市が目指す制度とマッチしていくのか、武蔵村山市が都の制度より幅を広げるのか狭めるのかといったところを見定めて、意識調査の時期や内容を検討しなければならないと考えている。
- 武蔵村山市は要綱ですか?条例で行うつもりですか?
- □ 本日、施行した多摩市を含め、都内13自治体がパートナーシップ制度導入済となった。ルールを条例にするのか要綱にするのかは、自治体によって異なる。

議会の議決を必要とするものが条例、必要としないものが要綱。議決 が必要か否かというところが大きな相違点である。

武蔵村山市の場合には、男女共同参画に関する条例がない。制度化している自治体には、男女共同参画に関する条例を持ち合わせており、その条例の中で制度を組み立てているという自治体もある。また、条例が

無く、スピード感を持って制度化するために要綱で制度化したという自 治体もあり、自治体によって様々な状況である。

制度の内容では、生まれた時に割り当てられた性と自認する性が異なる方同士でないと活用できないという仕組みである自治体もあれば、生まれた時に割り当てられた性と自認する性が一致している方同士の事実婚と言われている方も活用できる自治体もある。また、2人がパートナーシップを宣言するだけではなく、お子さんを迎え入れるファミリーシップ制度を併せ持っている自治体もある。

制度を活用して何ができるのかということを検討する必要がある。

● 一部の高齢の方には「年頃になったのだから、男性の結婚する」といった固定概念があるように感じる。「早く彼氏作りなよ」「子供ができたら…」など、よかれと思って話される方が多く、当事者の知人はそのたびに傷ついている。自分は同性が好きだから結婚できず、そのように言われることが辛いと言っている。制度を導入する時に、誰もが受け入れられる世の中になることが一番良いことだと思うが、理解していただけないことへの対策をどのようにしていったら良いのか気になる。

また、パートナーシップ制度を活用している方には、入院した時に、 家族ではないから…と面会できないことがあると聞く。非常事態でも、 うまく対処できる制度ができると良いと思う。

□ 既に、制度導入済自治体の方からの話だと、厳しい意見もあると聞いている。100%理解していただけることは現実的ではないということも受け入れつつ、ひとりでも多く、息苦しさを感じる方がいなくなくなり、堂々と手を繋いで歩いたり、皆で祝福できる環境づくりを行うことが大切だと考える。固定概念がある方に「身近な問題なんですよ」と伝えることが、来年度の事業のポイントの一つだと考えている。

宣言をされた方が、制度を活用して、可能になることのひとつに、市営住宅、市営病院に対して、宣言されている方をパートナーやファミリーとして対応するというものである。民間の病院や会社の福利厚生、例えば介護休暇やパートナーと受けられるべき福利厚生が受けられないと聞いている。武蔵村山市で制度を導入する際は、市営住宅だけではなく、民間の不動産業の方にいかに踏み込んでいけるかもポイントのひとつになると思う。市内事業所だけでは網羅できないので、ひとつの自治体で検討するのではなく、広域的な連携も不可欠だと考えている。

- 同性でも家族であるという証明はできないのか。
- □ 「武蔵村山市がパートナーシップを宣言されたと証明するカードをお 持ちの方はご家族です。武蔵村山市ではご家族として対応していますの で○○病院さんも同じように御対応ください」とお願いするしかないと いうのが、現状だと思う。
- 他市に行くと、家族と捉えていただけないということか。
- □ 区市町村単位、都道府県単位で制度を運用している自治体があるが、 その自治体内のみ有効という考え方である。他の自治体へ引っ越しをす ると一からやり直しになるが、他県では、複数の自治体が連携して、互 いの制度を継続する仕組みを持ち合わせているところもある。

## 一異議なし一

□ (3)その他について連絡する。コロナ禍の影響による会議の書面開催や

	オンフイン会議の案内について、協力をお願いしたい。	
	意見をいただけるようにしたいと	を含めた10名の委員から、改めてご きえている。また、今月の東京都議会 が示されると思うことから、書面に いる。
	◎ 第2回会議を閉会する。	
会議の公開・ 非 公 開 の 別	<ul><li>☑公 開</li><li>□一部公開</li><li>□非 公 開</li><li>※一部公開又は非公開とした理由</li></ul>	傍聴者: <u>0 人</u>
	<b>□</b>	
会議録の開示・非開示の別	<ul><li>✓ 開 示</li><li>□一部開示(根拠法令等:</li><li>□非 開 示(根拠法令等:</li></ul>	)
庶務担当課	協働推進部協働推進課	(内線: 242)

(日本工業規格A列4番)